

社会福祉法人 新栄会
平成30年度 事業計画

1. 基本方針

平成30年度は、社会福祉法人制度の改革に基づく、組織の強化、事業の透明性の向上、財務規律の強化、社会貢献事業への取り組みをさらに進めていく年度となります。

4月より実施される障害福祉サービス等報酬改定は、一般就労に移行した利用者の就労定着支援や就労継続B型の平均工賃に応じた報酬設定がなされ、工賃向上による自立生活の支援、計画相談支援の質の向上と効率化を目指した基本報酬の見直し、更に評価加算、利用者の送迎加算の見直し等々がなされ、サービスの効率性と共に質の向上が求められる内容となっています。今年度は、それらの変革に対応したサービスを提供しつつ、自立支援を目指した多様なイベントやプログラムにアプローチをしていきます。

さらに、本年度は法人創設20周年の節目の年となります。その記念となる年度にふさわしい事業として、グループホーム・放課後等デイサービス・生活介護・就労支援を展開する施設の建設に取り組みつつ、本会の提供する福祉サービスの向上に努めていきます。

中部地区障害者就業・生活支援センターは、4月からの精神に障害のある方の雇用義務付けによる法定雇用率の改定に伴う就労支援に対応し、また、従来の支援をより充実させたサービスを提供していきます

本会は、定款に示されている事業の推進はもとより、地域における身近な社会福祉法人として、本会の有する機能を積極的に地域に提供しつつ、地域と連携した事業を展開し、誰もが社会から排除されない安心して暮らせる社会づくりを目指していきます。

2. 重点活動

(1) 利用者支援

- イ. 利用者の個性に応じた、柔軟性のある支援を可能にするための利用者及び職員の学習会や研修システムの構築
 - ロ. 利用者を取り巻く家族・友人・地域・職場・施設等々の社会環境や社会資源等々を活用した生活支援への取り組み
 - ハ. 利用者の心身の健康づくりに配慮した活動プログラムの提供
- 二. 利用者の多様なニーズに応える情報提供や相談技術等の機能の拡充

(2) 組 織

- イ. 現況報告・財務諸表や規程等の整備
- ロ. 法人定款に基づく組織強化
- ハ. 福祉人材確保に向けた魅力ある職場づくり

(3) 事 業

- イ. 農業・福祉連携事業への取り組み
- ロ. ドリームプラザ（仮称）建設の取り組み
- ハ. 地域貢献事業
社会福祉法人に求められる、地域と連携した社会貢献活動の実践（地域清掃・交流事業・地域イベントへの参画等）

3.実施事業

- (1) 就労移行支援事業
- (2) 就労継続支援（B型）事業
- (3) 共同生活支援事業（グループホーム）
- (4) 障害児通所支援事業（放課後等ディサービス）
- (5) 一般相談支援事業
- (6) 特定相談事業
- (7) 障害児相談支援事業
- (8) 中部地区障害者就業・生活支援センター事業（公益事業受託）

4.法人運営

- (1) 理事会・評議員会の開催
- (2) 監査の実施
- (3) 役職員研修会・交流会等の開催

5. 苦情解決システムの運用

- (1) 第3者委員による定期（月1回）相談会の実施
- (2) 苦情受付の広報・啓発の実施
- (3) 虐待防止への対応

平成30年度 自立プラザ希織事業計画

2. 基本方針

- (1) 自立を目指す障がい者の、自立に必要な職業訓練及び生活訓練の支援を行う。
- (2) 利用者にとって「能力の発見と開発の場」及び「訓練と就業を同時に可能にし、安心して働ける場」として、利用者の職業生活の安定に向けて支援を行う。
- (3) 利用者は一人の労働者であると同時に一人の納税者であるとの認識のもとに、ノーマライゼーションの理念の具現化を図る。

1. 定員

- (1) 就労移行支援事業：10名
- (2) 就労継続支援（B型）事業：30名

3. 支援計画

(1) 目標

利用者の意向による就業の機会を提供し、利用者の作業意欲を向上させ、就労自立を醸成するとともに、作業面及び社会生活での能力の発揮を促し、社会的自立を促進するように以下の支援を行う。

(2) 支援内容

- ・相談,助言
- ・適切な技術による作業指導・訓練及び職業の提供
- ・生活支援
- ・地域生活移行支援
- ・食事（昼食のみ）
- ・レクリレーション行事
- ・健康管理

(3) 工賃向上（就労継続支援事業 B 型）

工賃向上に向け、新商品の開発、販売路の開拓、施設外作業の開拓などを行い商品収入増を図り、利用者工賃向上を目指していく。

4. 各支援内容

(1) 「就労移行支援事業」

利用者の能力と可能性を引出し、一般企業での就職を可能にすることにより、社会参加・地域生活を促進することを目的に就労支援及び在宅就労支援に取り組んでいきます。就職後は、職場定着がで

きるよう継続的支援を実施し在宅就業障害者、事業主と連絡・調整を密にフォローアップを行っていきます。

利用者の作業面・生活面から職場適応の評価策定を行い個別支援プログラムを作成し段階的に以下の支援を行う。

- ・利用者へは、家族との協調支援も取り入れ、家庭生活も含め就職に向けての心構え、コミュニケーションの取り方、及び社会資源の利用方法の支援を行う。
- ・就職前訓練として、施設外就労及び、企業実習への参加、企業で働くことの楽しさ、厳しさ、コミュニケーションの取り方を体験させ就職準備を行う。
- ・職場見学を行い、いろいろな職種への情報提供を行っていく。
- ・実習先を開拓し、就業準備訓練の機会を増やすことで一般就労への意欲を持たせる。
- ・就労支援強化に向けて、各班研修会等へ職員を派遣し、就労支援方法の向上に努め、特色ある就労支援の確立を目指す。
- ・関連機関との連携、中部地区障害者就業・生活支援センター、沖縄県障害者職業センター、ハローワーク、との連携強化に努める。

(2) 「就労継続支援事業 (B型)」

イ、働きながら、住み慣れた地域で生活できるように、本人の能力と働く意欲を尊重し、利用者に可能な作業の提供及び技術支援・援助を実施する。

ロ、作業内容は、下記の観点に配慮しながら実施していく。

- (ア) 製品の需要があり一定の作業量が確保でき、継続的に行える作業。
- (イ) 利用者の障がいの状況と作業ペースに応じた時間配分が可能で、能力開発を促進する作業。
- (ウ) 利用者の安全と健康が確保でき、創意工夫ができる作業。
- (エ) 地域住民と交流できる作業。
- (オ) 工賃向上に向けた作業の開発

①上記の趣旨に基づいて、次の作業を実施する。

- ・施設外作業 ・縫製・刺繍 ・木工、
- ・公園清掃・草刈作業 ・企業請負作業
- ・農園芸・加工食品製造 (農福連携の実施)・手工芸等

- ②作業の報酬としては利用者全員の工賃を保障し、一労働者としての自覚を育てる。支給は工賃規定に基づき正當に評価して支給する。
- ③工賃アップにつながる新たな作業種目の導入に努める。
- ④一般就労や社会生活能力の向上に向けた法人内の研修を実施する。
- ⑤利用者の希望により、工作機械やミシン、農作業等の習得に向けて個別支援を行う。

(3) 健康及び環境衛生の充実

- ①医療に関わりのある者、あるいは情緒的、障がい等による体調不振がある場合は、その前後の観察に留意し、家族・医療機関・計画相談との連携を密にし、その処置に努める。
- ②定期的に健康診断を実施し、疾病の早期発見に努める。(年2回)
- ③生活環境の保健衛生に留意し事故防止、危険物の除去、害虫駆除、日光消毒、室内外の大掃除を定期的に行う。

(4) 苦情解決の充実

事業所が提供したサービスに関する苦情がある場合は、苦情解決システムの活用方法の広報に努める。

(5) 虐待防止

利用者の人権擁護・虐待防止の為、次の措置を講ずる。
虐待防止に関する責任者の選任及び設置を行い、従事者に対する虐待の防止の啓発・普及のための研修を実施する。

(6) 職員研修の充実強化

職員の支援技術及び組織人としての事務的視野を高めるため各機関、団体等の研修計画情報の収集を行い、計画的な参加を図ると共に所内研修を積極的に推進し、各事業所の資質の向上に努める。

(7) 生活環境の整備

利用者が安全で、情緒豊かな事業所での生活が営まされるよう生活環境の点検を行なう。

(8) 備品等の保管

備品等の物品は、その用途に従い最大限の活用を図り、会計責任者を中心にその保管点検、整頓を定期的に行い記録する。

(9) 諸文書、帳簿等回覧決裁の迅速化

- イ. 諸伺い及び届け、公文書や諸書類の回議・決裁を迅速に行い職員に伝達する事項については回覧等をどうして職員相互の意思の疎通の徹底を図る。
- ロ. 文書及び諸帳簿は、保存期間に従って、事項毎に編纂し保管とする。非常持ち出しの書類については、表示を行い、保全に万全を期すよう保管する。

(10) 災害訓練の強化

災害が発生した場合、被害を最小限にくいとめる事を目的に防災総合訓練及び避難、誘導、通報、消火訓練を定期的に行う。

(11) 奉仕活動の推進

地域とのかかわりを大切にし、清掃活動等を定期的の実施し奉仕の精神を養う。

(12) 社会資源・ネットワーク活用支援

地域において、主体的な生活ができる場や条件を確保できるよう、福祉保健領域の関係機関や福祉施設、及び特別支援学校等などの教育機関、当事者団体、市町村、ボランティア、権利擁護の機関などの、さまざまな機関や組織を含む支援ネットワークと連携を図り、多機能事業所機能の充実強化を図る。

※就労継続支援事業（B型）、就労移行支援事業の各支援をより効果的に行うために必要不可欠な支援。

平成30年度 処遇・支援年間計画

活 動 内 容		
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・年度事業計画説明会（利用者・家族）（27日） ・利用者・保護者との面談（今年度の支援報告及び要望等調整）（4月3日～28日）、交通安全運動 	毎月第3金曜日 （午前日課）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・残食調査（5月21日～25日） ・母の日に因みプレゼント作り 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域清掃 ・嗜好調査（11日から15日） ・施設対抗球技大会（15日） ・工賃会議 	第三者委員来所 （苦情解決） 毎月第4火曜日
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ボーナス支給 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・19周年開所記念日 ミニミニ運動会（17日） 個別支援計画モニタリング 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練・救急法講習会7日 ・健康診断（前期）21日 ・障がい者合同面接会 	誕生会 毎月第1水曜日
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄市福祉まつり（7日～8日） ・交通安全運動 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・嗜好調査（12日から16日）・ゆうあいスポーツ大会（23日） ・視察研修 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆいフェスティバル（7日）・残食調査10日～14日 ・忘年会（22日） ・利用者ボーナス支給 ・沖縄市福祉展示フェア（4日～8日） ・年末大掃除 ・御用納め 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・年始会・20歳の提言・新成人祝い ・鏡開き ・生年祝い 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画書モニタリング ・サクラ見学（みかん狩り）（3日） 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練（8日） ・個別支援計画書モニタリング・健康診断（15日） ・次年度諸準備 	

平成30年度年間給食計画

栄養管理

1. 献立作成

- (1) 季節感のあるメニューを取り入れる。
- (2) 栄養バランスのとれた食事を提供する。
- (3) 洋風・和風・沖縄料理などメニューの多様化。
- (4) 行事食に心をこめて対処し、由来等についても説明を行う。
- (5) 週（水・金）は紅茶を提供して安らぎのひとつときをもてるようにする。
- (6) 月1回、誕生会を開いて松花堂弁当でおもてなしをする。
- (7) 温かいものは温かく、冷たいものは冷たく作りたてを提供する。
- (8) アレルギー対応食の提供。

2. 給食会議

- (1) 月に1回行い、利用者の立場を考えながら豊かな給食時間を作れるよう検討する。
- (2) 行事や季節にあった食事メニューについて話し合う。

3. 検食記録

職員が事前に給食を検食してチェックする。

4. 保存食（2週間冷凍保存）

5. 調査

- (1) 残食調査により、食材の分量、残食量、残食の理由等の実態の把握をしていく。
- (2) 嗜好調査（アンケート方式）により利用者の嗜好を理解し、献立に反映していく。

6. 衛生管理

- (1) 月1回の定期検便（O - 157の検査も含む） 厨房職員
- (2) 年4回の害虫駆除
- (3) 調理師衛生チェック（爪・手指のけが・身体・服装等）
- (4) 厨房の大掃除（年2回）

7. その他

栄養管理等が必要な利用者に対しては、家庭と連携をとって支援を行っていく。

平成30年度給食管理計画表

月 内 容		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
		栄 養 管 理	献立作成	←-----毎月実施----->										
給食会議	←-----毎月実施----->													
検食記録	←-----毎日実施----->													
保存食	←-----毎日実施----->													
残食調査			○								○			
嗜好調査				○					○					
衛 生 管 理	食品衛生点 検表	←-----毎日実施----->												
	検便	←-----毎月実施----->												
	厨房大掃 除			○						○				
	害虫駆除	○			○			○			○			
	業者別搬入 時間及び温 度記録簿	←-----毎日実施----->												
行事食		←-----随 時----->												
栄養指導		←-----随 時----->												
食数表		←-----毎日実施----->												
安 全 管 理	施設安全点 検表	←-----毎日実施----->												

平成30年度 相談支援センターさと 事業計画

1. 目的

障がい者が「尊厳をもって生活できるための支援・生きがいの持てる生活設計の支援・地域で生活し自立していけるための支援・快適な生活ネットワークを築ける支援」を行い、障がい者一人ひとりの意向を尊重し、多様な福祉サービスや社会資源が総合的に活用されるように創意工夫をし、自立した社会生活を営むことができる支援をすることを目的とする。

2. 指定特定相談支援事業

利用者の意向を踏まえ、それぞれの地域で日常生活、社会生活を実現できるように、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。ご本人の生活に対する意向や悩み等を聞きながら、利用計画（サービス等利用計画）を作成していく。

(1) 事業概要

相談支援事業を通し、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

(2) 利用対象者

- ・ 障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者
- ・ 障害福祉サービスを利用するすべての障害児

(3) 事業内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定される「特定相談支援事業」の業務を通じて適切に実施する。

3. 相談

- (1) 生活全般に関する相談
- (2) サービスの利用意向（現在のサービス）
- (3) 解決すべき課題の整理

4. サービス担当者会議の開催

- (1) 複数サービスに共通の支援目標
- (2) 役割分担

5. サービス等利用計画の作成

- (1) 生活に対する意向
- (2) 総合的な支援の方針
- (3) サービスの目的

6. モニタリング

- (1) 本人の意向
- (2) 計画の達成
- (3) サービスの種類、内容、支給量

4. サービス等利用計画

(1) サービス等利用計画の件数・・・125件

	沖縄市	うるま市	宜野湾市	恩納村	北中城村	北谷町	中城村	読谷村
者	91	1	3	1	0	3	0	1
児	21	0	1	0	1	1	1	0
計	112	1	4	1	1	4	1	1

(2) モニタリング件数・・・250件

(新規利用者・継続利用者の状況によりモニタリング回数の変動あり。)

	沖縄市	うるま市	宜野湾市	恩納村	北中城村	北谷町	中城村	読谷村
者	182	2	6	2	0	6	0	2
児	42	0	2	0	2	2	2	0
計	224	2	8	2	2	8	2	2

平成30年度「共同生活援助事業所 ゆーき」事業計画

1. 方針

当法人の方針である、「障がい者の自立に向け、就労の機会の拡大・開拓の促進と生活支援等を積極的に行う」、生活部門における居住サービスを支援する。

主に一般就労している方や就労移行支援事業を利用している方を対象として、利用者自らの経済力と将来の目標に合わせ暮らし方を選択し自活できるよう支援する。また、ホーム利用を希望する利用者のニーズに応えるため、女性専用のグループホームの新築を計画しています。

2. 重点施策

- (1) 安心・安全・快適な住環境の整備
- (2) 事業内容・支援方法のわかりやすい情報提供
- (3) 利用者の意向・支援経過等家族への適切な情報提供
- (4) 関係行政機関・関係事業所との連携
- (5) 相談支援機能の充実
- (6) 地域生活者としての近隣との繋がり、自治会等と関わる支援

3. 支援内容

- (1) グループ生活や働く為の規則・規律の社会適応支援
- (2) 自己責任（選択・決定）の支援
- (3) 自立の促進・社会生活を充実させる為の目標設定の支援
- (4) 社会資源の活用支援
- (5) 社会貢献に対する支援
- (6) 食生活・医療等の健康に対する支援

4. サービス管理責任者の役割

利用者・家族の要望に応じ、自立に向けた支援計画の策定、関係機関と連携を図り、必要に応じ相談・調整等を行う。

世話人に対しては、利用者の障害の特性が理解できるよう支援し、常に利用者の立場に立ってサービス提供を行うよう連携を図る。

5. 世話人の役割

利用者が自立を目指し地域において共同して日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体及び精神の状況並びに、その置かれている環境に応じて、共同生活住居において食事の提供・相談その他の日常生活上の支援を行う。

6. 人材育成（職員研修）

- (1) ケアマネジメント研修
- (2) 日常生活、職業生活におけるアセスメントのスキル研修
- (3) 福祉機関及び労働機関等の研修会への参加
- (4) 関係機関等における世話人研修

7. 安全管理

防災等の緊急避難については、北谷町宮城区自治会の訓練に積極的に参加し、意識の向上に努め、グループホームにおいても緊急連絡先や緊急避難マニュアルを作成し、適宜に訓練を行う

8. 利用者数（定員）

グループホーム	7名
---------	----

平成30年度 放課後等デイサービス事業計画書

1. 目的

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを目的とする。

2. 対象児童

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児。（引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときには、満20歳に達するまで利用することが出来る。）

3. 利用人数

定員・・・1日10名。

4. 事業内容

- (1) 学校授業終了後または休業日において、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進を図る。
- (2) 多様なニーズを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供する。
- (3) グループ活動を活用し、その年齢層に合った療育支援を提供する。
- (4) 保健、医療、教育も含めた支援システムが構築出来るよう連携を図る。
- (5) 職員研修の実施、参加。

5. 年間の行事予定

4月 あやはしまラソン (親子参加) 進級・進学祝い お誕生会	5月 ボウリング大会 お誕生会	6月 調理実習 お誕生会	7月 親子BBQ お誕生会
8月 社会見学 児童作品展・販売会	9月 敬老の日交流会 (地域交流) お誕生会	10月 ハロウィン (地域交流) お誕生会	11月 中部トリムマラソン お誕生会

12月 クリスマス会 お誕生会	1月 書初め、正月遊び お誕生会	2月 節分レク、調理実習 お誕生会	3月 親子シーサー作り お誕生会
-----------------------	------------------------	-------------------------	------------------------

6. 支援項目

(1) 療育的活動

日常生活動作の訓練

衣服の着脱、食事のマナー、排泄の自立、日々使う物の準備や片付けなど身の回りのことが出来るように支援をしていく。

(2) 社会生活適応訓練

パソコン操作や買い物支援、公共マナーの理解など社会生活において必要な能力を身につけていく。

(3) 創作活動

折り紙や粘土遊び、工作などを通して創作意欲を高め、指先の機能向上に繋げていくと同時に情緒の安定を図る。

(4) レクリエーション

集団で出来るゲームや音楽遊び、屋外での遊びやスポーツ等を通して他者との協調性やコミュニケーション能力の向上に繋げていくと共に、心身の成長を促していけるように支援する。

(5) 児童の療育支援・保護者の相談支援

サービスを利用する児童で医療・福祉・生活などの相談があった場合、個別に対応していく。

6. おやつ提供

おやつ提供及び食事の支援及び介助を行う。

7. 送迎

ご家族の要望に応じて送迎サービスを行う。乗車中のマナーや車両の乗車・下車する際の安全確認の方法が習得出来るように支援をする。

8. 開所日・開所時間

平日（月曜日から金曜日）：10時～19時

土曜日、長期休暇（夏休みなど）：8時30分～17時30分

休日：日曜日、祝日、年末年始

日中一時支援事業（地域生活支援事業）

1. 目的

障がい児の日中における活動の場を確保し、障がい児の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とする。

2. 対象

市町村が支給決定する18歳未満の児童。

3. 利用人数

定員・・・1日10名。

4. 事業内容

障がいのある児童に活動の場を提供し、見守り、社会に適応する為の日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行う。

5. 支援項目

(1) 療育的支援

日常生活動作の訓練、社会生活適応訓練、創作活動、レクリエーションなど、放課後等デイサービスの支援に近い内容でサービスを提供する。

(2) おやつ提供

おやつ提供及び食事の支援及び介助を行う。

(3) 送迎

ご家族の要望に応じて送迎サービスを行う。乗車中のマナーや車両の乗車・下車する際の安全確認の方法が習得出来るように支援をする。

6. 開所日・開所時間

平日（月曜日から金曜日）：10時～19時

土曜日、長期休暇（夏休みなど）：8時30分～17時30分

休日：日曜日、祝日、年末年始

平成30年度
中部地区障害者就業・生活支援センターにじ事業計画

1. 目的

中部地区障害者就業・生活支援センターにじ(以下支援センターという)は、職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、生活支援部門と就業支援部門の緊密なる連携を図り、職業準備訓練や実習、就職、職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して支援をします。

2. 基本方針

平成28年から「障がい者の権利条約・障がいを理由とする差別解消法」が施行され、社会全体で差別を禁止し合理的配慮の提供をする事になりました。労働の場を提案する事だけに注視せず、本質から外れずに、障がいのある方、職場のアセスメントに重点を置き当事者・職場と協働して合理的配慮を設定し具体的な支援方法を助言していきます。

又、平成30年4月から精神に障がいのある方の雇用が、義務付けされる事から法定雇用率が引き上げられます。障がい特性に応じた就労支援の更なる充実と強化を図ります。

それから、就労定着事業の円滑な実施を図る為、実施事業所やその他の支援機関(者)のネットワークの連携強化に努めコーディネーターとしての役割を図ります。

特別支援学校の個別移行支援計画においては、卒業後の支援を円滑に引き継いでいく為に在学中からの関わりが必要で、在学中から卒業後までの一貫した支援体制の取り組みを強化していきます。

この様な状況の中、限られた職員で対応し多様化するニーズに応える為に職員のスキルアップと「支援の質」を絶えず意識し関係機関(ハローワーク・福祉・教育・行政・医療・相談支援事業所・障害者職業センター・発達支援センター等)と連携し総合的支援体制を構築し障がいのある方が、生き生き(生き生き)と暮らし働ける環境作りに取り組んでいきます。

3. 対象者

職業準備訓練その他の職業リハビリテーションサービスを受けることにより、職業生活における自立を図ることが見込まれる方。沖縄障害者職業センターの職業評価に基づき策定された職業リハビリテーション計画により、支

援センターで行う職業準備訓練等の措置を受けることが適当であると判断された方。又、就労意欲のある方。

4. 事業内容

(1) 就職に向けた支援

- ① 評価と個別支援計画
- ② 基礎訓練の実施
(対象者の生活環境及び特性を考慮し、提携施設と連携)
- ③ 職場実習の実施(業界別受け入れ企業の確保)
- ④ 就職に向けた準備(履歴書の書き方、面接の練習等)
- ⑤ 就労移行支援事業所等に対する職場実習先への斡旋と求職支援
- ⑥ 企業に対し採用計画のアドバイス

(2) 在職に対する支援

- ① 職場定着支援
- ② 就業中の状況把握(職場訪問)
- ③ 職場不適応への対応(直属の上司・家族・本人との話し合い)
- ④ 職業生活全般に係る相談の実施(電話・メール・訪問)

(3) 生活支援

- ① 働くための生活リズム
- ② 金銭の使い方等
- ③ 対人関係(コミュニケーション方法)
- ④ 異性の接し方
- ⑤ 居住地(住まいの場)の対応
- ⑥ 病院受診への付き添い(服薬管理に対しての助言アドバイス)
- ⑦ 支援対象者の家族支援
- ⑧ 携帯電話の正しい使い方
- ⑨ 各種手続きに関する支援(暮らし全般)
- ⑩ 職場環境にふさわしい身だしなみ
- ⑪ 休日・余暇の過ごし方
- ⑫ 地域生活・生活設計・社会資源に関する助言

(4) 事業主支援

- ① 障害特性を踏まえた雇用管理の助言
- ② 業務変更に伴う仕事の組立て

5. 事業の実施計画

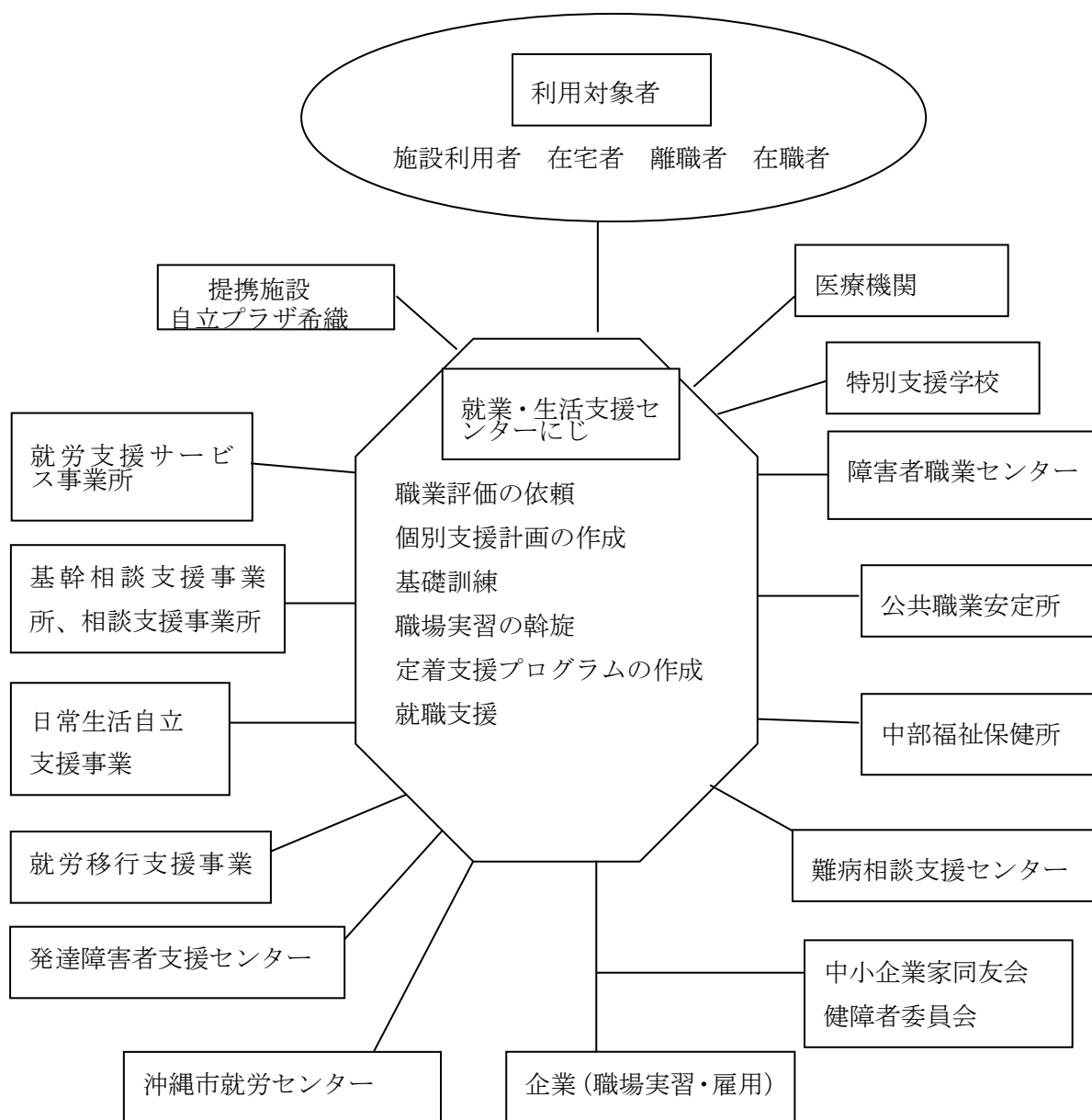
(1) 支援対象障がい者の就職件数

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
5	45	13	2	65

(2) 職業準備訓練及び職場実習の斡旋件数

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
4	30	14	2	50

6. 業務提携



※沖縄市障がい就労支援業務について

平成 18 年 10 月より沖縄市障がい者就労支援受託事業においては、沖縄市在住の障がい者を対象に就労相談を週 2 日（火・金）、外部支援として職場開拓及び就労者の定着支援を週 3 日、（月・水・木）行います。又、障がい者雇用への促進を図る為、他関係機関と連携し手帳を所持しない発達障害の方の支援体制を強化します。難病の方の支援やニート（ひきこもり）の支援も行います。又、特別支援学校の在学中から連携を密にし、支援を強化します。

その他、ハローワーク、社会福祉施設、医療機関、特別支援学校等の関係機関と連携・調整を行い、事業主に対しても障がい者雇用の斡旋及び雇用後の定着支援も行っています